きずな
NO. 185　2017- 9

こんにちは　日本共産党
中村れい子
市政報告です

発行：日本共産党高槻市会議員団　市会議員・中村れい子　事務所／〒569-1114　高槻市別所中の町 3-7　☎681-8480　自　宅／古曽部町２丁目 15- 8-606　☎685-6686

国民健康保険が来年から大阪府に移行

国の方針で来年４月から、国民健康保険が市町村から都道府県に移行します。保険料を大阪府が決めるとしています。保険料の統一化は全国の中でも９県しかありません。また、減免制度も市町村独自のものは認めません。減免制度まで、統一するのは大阪府ぐらいです。本当にひどいやり方です。

こんな大阪府のやり方に反対し、今の制度を守りましょう。

全世帯で保険料の値上げ、減免制度が打ち切りに

高槻市の保険料は基本的に係る人数割や世帯割を低く抑えているため全世帯で値上げになります。人数割、世帯割の金額は、高槻市より大阪府試算の金額が２，５７５円多く、これではすべての世帯で値上げになります。（表①）高槻市の収入の少ない世帯への減免制度がなくなるとさらに値上げになります。

保険料、今までどおり市町村で決定できるように

大阪府が、医療費分、介護分、後期医療費分を計算をし、市町村ごとに納める金額が示します。示された金額を国保加入者にどう配分するのかは市町村の裁量で決めるべきです。また、保険料が高くなりすぎる所得層には抑制のために、今まで通り、一般会計から出すことを認めることが必要です。そうすれば、高槻市が今まで行ってきた、収入の少ない世帯への配慮や、中間層の保険料抑制も可能になります。

表①
国民健康保険料（医療分）

	均等割額（人数割）	平等割額（世帯割）	所得割率
高槻市	7,248円	50,123円	7.04%
吹田市	13,216円	52,039円	8.40%
島本町	28,320円	30,600円	8.88%
府の試案	34,970円	24,976円	8.79%

表②
減免制度の実施数と加入世帯の減免率

高槻市	26,540世帯	50%
大阪市	50,075世帯	10%
堺　市	8,667世帯	6.5%
島本町	45世帯	1%

減免申請しなくても市が計算し減免します

高槻市では、今まで、国民健康保険料の値上げをしなければいけない時にも、収入の少ない世帯には値上げにならないように減免制度を導入してきました。保険料が所得の16％を超える場合も減免をしてきました。しかも、減免は申請しなくても、市が計算して最初から減免をした保険料を請求します。こういうやり方をしている自治体は少なく、他市でも「高槻方式を」と要求しています。だからこそ減免を受けている世帯が50％になります。（表②）

大阪府が決めた保険料でなく、独自の制度継続を

大阪府下の自治体が実施してきた保険料の決め方や、減免制度を守るためには、大阪府に対して統一保険料の実施をやめさせることが必要です。また、市としても判断が迫られます。

大阪府が統一する内容
- 保険料
- 出産育児一時金、葬祭費
- 保険料、一部負担の減免基準
- 精神・結核医療給付

介護予防、介護サービスの利用について 65歳以上の人に基本チェックリストでの働きかけを

7月27日に高齢者福祉専門分科会が開催され、昨年度の介護保険事業の状況が報告されました。

介護予防のとり組み

高槻市は地域包括や地区福祉委員会などと連携し、3，381人に基本チェックリストを実施し、生活機能低下がある人に対して、優先的にますます元気体操教室などへの参加を呼びかけました。また、生活機能が低下する70代の一人暮らし高齢者384人に家庭訪問を実施し、必要な相談や保健指導をしています。

介護認定率16・2％

65歳以上の人口は約10万人で介護認定者は16，592人、認定率は前年度より0・3％増えました。その内、要支援1・2、要介護1の認定者が6割を占めます。（表❶）

表❶

			2016年度 月平均	2016年度 年間合計	2016年度 非該当・軽度者・重度の各合計
非該当			19	233	233（1.1%）
軽度者	要支援	1	473	5,675	13,177（64.7%）
		2	278	3,336	
	要介護	1	347	4,166	
重度者		2	196	2,347	6,950（34.1%）
		3	143	1,717	
		4	129	1,545	
		5	112	1,341	

※認定結果には、却下（認定対象とならない申請）は含まれません。
※非該当・軽度者・重度者の合計の割合については、四捨五入しているため、合計が１００％にならない場合があります。

ホットコーナー

国は介護保険制度のさらなる負担を計画

60　中村れい子

今年5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等改正法」地域包括ケア強化法が改悪され、さらに介護保険のサービスを受けにくくします。また、単身で年金収入などが340万円ある場合は3割負担になります。扶養している家族が多いなど、状況に違いがあり本当に負担ができるのか、検証はしていません。一律に3割負担の導入は介護を受けられない人を生み出します。少なくとも収入が大きく減少した時など減免制度が必要です。

国は市町村に対しては、介護サービスを抑制しないと交付金を減らすなどペナルティも検討しています。こんなことが実施されれば、必要なサービスが受けられない人が増えてしまい、介護保険料が高くなります。

介護保険の利用状況

認定者の90％がサービスを利用、その中でもヘルパー派遣など居宅サービス利用が77％です。また、介護度が高くなるほど利用する割合が高くなります。（表❷）

表❷　介護サービス受給者の状況

（単位：人）

	2015年度 3月末	2016年度 3月末
要介護認定者数	16,037	16,592
サービス利用者数（利用率）	13,513（84.3%）	15,035（90.6%）

要介護度別居宅サービス利用割合

	区分支給限度基準額（単位／月）	2015年度 年間平均	2016年度 年間平均
要支援１	5,003	42.2%	42.6%
要支援２	10,473	40.9%	42.1%
要介護１	16,692	48.7%	44.7%
要介護２	19,616	60.7%	56.4%
要介護３	26,931	62.4%	58.9%
要介護４	30,806	66.6%	63.0%
要介護５	36,065	66.4%	64.3%
合　計		55.4%	53.1%

市会議員
中村れい子

市政相談日は
毎月、第２土曜日です

場　所：中村れい子事務所　　時　間：朝10時～昼12時まで
別所中の町３－７　TEL ６８１－８４８０／自宅　TEL ６８５－６６８６